

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案  
令和 4 年（2022 年）2 月 15 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 8 条第 2 項中「その他」の次に「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 2 項の」を加え、同項第 3 号中「附則第 20 条」を「附則第 27 条」に、「附則第 3 条」を「附則第 10 条」に改める。
- (2) 第 9 条第 2 項第 3 号中「附則第 20 条」を「附則第 27 条」に改める。
- (3) 第 26 条第 4 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「」及び「」という。）」を削る。
- (4) 第 67 条第 2 項第 3 号中「附則第 20 条」を「附則第 27 条」に改める。
- (5) 第 166 条第 1 項第 4 号ア中「第 12 条の 3 第 2 項第 4 号」を「第 12 条の 3 第 2 項第 6 号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第 13 条第 3 項第 2 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
- (6) 第 174 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
- (7) 第 194 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

務」に改める。

(8) 第216条第1項第5号中「附則第20条」を「附則第27条」に改める。

(9) 第226条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

(10) 第234条第1項中「かつ、」の次に「人材育成センター（」を加え、「児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」という）」を「人材育成センターをいう。以下同じ」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第166条第1項第4号アの改正規定（「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に改める部分に限る。）及び第234条第1項の改正規定（同項第4号ア及びイに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）である者については、それぞれこの条例による改正後の第166条第1項、第174条第1項、第194条第1項、第226条第1項又は第234条第1項に規定する乳児院等の長となる資格を有する者とみなす。

##### (理 由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の資格要件を改めるため、本案を提出する。